

新たな大綱の策定に向けた有識者会議における意見等

1. 平成 26 年以降のこれまでの歩みについて

- ・全国各地で様々な施策を精力的に実施した結果、相対的貧困という捉え方が国民に随分広がり、25 の指標も改善していることは評価。
- ・しかし、子供の貧困率やひとり親の状況は依然として厳しい。この 5 年間の流れを断ち切ることなく、今後も継続的に施策を実施していく必要。

2. 総論

(1) 切れ目のない支援

- ・親が貧困で生まれた瞬間から貧困というケース（特に若年妊娠、望まない妊娠、DV 被害者など）においては妊娠・出産期の支援が重要。
- ・生まれてから小学校に入るまでの時期、特に乳幼児期からの支援は、今後特に重点を置くべき。
- ・胎児も含めて乳幼児からの施策をきちんと位置づけることをお願いしたい。乳幼児というと保育所や認定こども園のみを思い浮かべがちになるが、田舎に行くと、公立の幼稚園で見ていることも多くある。就学前（幼保）から学校教育、義務教育への連携、情報のつながりが必要。
- ・乳幼児期からの支援のモデルを学齢期とどうつなげていくか明記すべき。保健師、幼稚園・保育園の先生やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」とする。）も含めてつながる仕組みがあると一層効果的。
- ・おなかの中にいるときから大人になるまでをきちんとつなげるという問題意識がなかなか共有されず、方法についても難しいということで放置されてきた。改めて現在ある法制度を妊娠から自立まできちんとつなぐことが重要。
- ・リスクを抱えている家庭は、地域を越えて引っ越してしまうことがあり、小規模の地域のネットワークを組むと同時に広域ネットワークも形成しないと網の目から漏れてしまうことがある。ネットワーク形成について国全体で考えるのか、各都道府県で考えるのかを含め、考えておくべき視点。
- ・切れ目のない支援のための情報の活用を新大綱に盛り込むべき。特に高校以降の情報のつながりを優先してほしい。
- ・切れ目のない支援のため、データを活用した情報共有を自治体が行うためには、国からの援助も必要ではないか。
- ・就学前から高校まで一貫したデータ管理により早期に子供の課題を把握しようという点は大事だが、それに対応できる専門性を持った人材の育成という観点も大綱に記載すべき。
- ・箕面市型のシステムを広げていくときに 2 つの切れ目がある。1 つは、高校進学

のときに基礎自治体から情報が切れること。特に高校からは基礎自治体に情報が来ないので、高校SSWのような仕組みを国公立問わず整備・支援できれば切れ目がつながっていく。2つ目は、個人情報保護によって情報が切れること。例えば高校無償化の手続きをしていて、事務職員は知っているが、県の情報保護条例で禁止されているので、担任に伝わらないという問題がある。誰が対象者か分からなければ支援はできない。

- ・小、中、高、大で支援が分断されないよう、様々なステークホルダーが一丸となって取り組んでいくことができるとうい。
- ・学校という場を通じて全ての子供が総合的な支援につながるができるよう、「学校プラットフォーム」の中身をどう深めていくか。
- ・高校を辞めないよう支えること、また、もし辞めたり、行けなかったりした場合にも高卒資格を取得するまでの支援も大切。
- ・大学進学後や就職後、その先の社会的自立が確立できる支援システムを作っていないといけない。
- ・義務教育が終了した後は、支援・見守りが必要な子供を追跡できない状況にある。一方で、高校卒業後や児童相談所が関わっていた子供が対象から外れる時期、あるいは未成年を対象とした施策が切れる時期、こういった支援が切れるタイミングをどうつないでいくかは非常に重要。個人情報保護の観点も十分考慮した上で必要な支援につなげていく仕組みを整理する必要がある。
- ・中退や失業、ひきこもり、無業者の問題がクローズアップされているが、仮にこうした方々が貧困に起因するということであれば、ライフステージを通じた支援の観点からは、早い時期に支援を開始して解消すべき。貧困の連鎖を断ち切るために、こうした若者が自立して社会生活を営んでいくということについては、社会全体で支えていくという再認識が必要。
- ・自立援助ホームを利用している子供の半分は普通の家庭中心の子供。社会的養護の中において守られることなく、最後の段階で自立援助ホームにたどり着いた子供たちである。こうした子供たちはお金を全く持っていない。親は頼りにならないだけでなく、見つかったら大変という状況の中にある子供たちである。まだまだ気をつけなければならない状況の子供たちがいるということも盛り込む必要がある。

(2) 地方自治体間の取組格差への対応

- ・各市町村における実態把握の状況はまだまだ格差があるのではないかと感じる。
- ・社会的養護の子供への支援は地域格差がある。国がイニシアティブをとって、更にきめ細かく実施すべきではないか。
- ・どこに生まれたかによって子供の将来が決定されることのないようにするという概念を追加してほしい。

- ・ライフステージに沿って、国・都道府県・自治体の役割や協力体制も一層明確化していくと、より有効なアプローチができる。
- ・なかなか市町村がついてこれられないのが現実としてあり、都道府県、市町村それぞれの役割を明確にし、市町村を巻き込めるような形が必要。
- ・自治体の調査又は長期的な検証については、国が主導しながら、特に小規模自治体の支援を考える必要。
- ・小規模な町村が国の交付金事業を活用できる枠組みがない。例えば複数町村で学習支援をしたいがそのような枠組みがなく困っている例が見られる。人口減少社会に対応した柔軟できめ細かい支援をしてほしい。
- ・市町村が真剣に取り組む姿勢を持つための補助金等の仕組みが必要。
- ・自治体の状況に応じて、自治体の規模や人員体制の問題であるとか、あるいは予算規模、財源の状況から、やりたくてもやれない施策事業はあるかもしれない。そういった部分に対して財政基盤等の拡充あるいは人員体制の整備は是非支援をお願いしたい。一方で、各地で担当できない、広域に取り組んだほうが効率的・効果的な事業は、都道府県の支援とともに国による関係機関への調整や支援もお願いしたい。
- ・地方公共団体の現場窓口によって制度の運用が変わることがないように徹底していかなければならない。

(3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への支援

- ・既存の制度を「知らない」「知っていても利用しない、手続きが分からない」者がいる。全国調査をしっかりとすべき。
- ・生活保護制度も就学援助制度も、利用できる全ての人に届いていない。申請主義ではなく、長期的には自治体が持っているデータからアプローチする必要がある。申請主義ではなくて自治体が持っているデータの活用ということも含め、次期5年間でグッドプラクティスを育てていくこともできるのではないか。
- ・現に福祉や教育、医療の関係で支援が届いていれればいいが、いかに把握できない子供を発見してアクセスしていくかというのが大きな課題。発見して必要な支援につなげていく仕組みづくりは非常に重要だが、一方で現実問題として、限られた資源をどう有効に活用していくかは、明確にしなければいけない。
- ・社会的孤立の深刻化の防止。制度はあってもそれを利用しようという意欲がわかなければいけない。
- ・確実に支援を届けるための相談支援体制やアウトリーチの充実、施策対象を関連施策とも有機的に連携しながら幅広く捉えて取り組む必要。
- ・子供たちが誰に困りごとを伝えればいいのかという点を明確にして欲しい。
- ・子供の視点に立って、本人から何とか声を上げてもらうところに力を入れないと、いつまでも光が当てられない。子供がみずから手を挙げる、あるいは声を発するような機会や子供の声を把握するシステムをつくってもらえるとよい。

- ・よりそいホットラインという電話相談事業があるが、この子供版が必要ではないか。
- ・声を上げられない子供たちがいるのも事実で、周りがそういう子供たちにいかに気付いていけるかという視点が必要。そういう意味では、スクリーニングは改めて情報を把握するのではなくて、チーム会議のような学校現場でいろいろな形がかかわっている多職種の大人や放課後児童クラブ等福祉分野との連携が学校のプラットフォームにつながっていく一歩。
- ・学校現場の情報と市長部局の情報が一元化されていない点をどうするか大きな括りで考えたほうが良い。
- ・子供の情報をどうデータベース化するかという視点で各市区町村が子供の貧困対策を考えていくことが重要。
- ・経済的支援と就労支援に限定をして見ても、把握の問題と支援メニューの問題がある。把握にしても申請主義の施策が中心のため、なかなか必要な人に支援が届かない。早期に発見して、早期に手を打っていくためには、全ての子供たちが通う学校の中で家庭状況を把握する方法など様々な把握の仕方のツールを準備しておくことが必要。支援メニューも不足しているので、学校という場を親子が一緒に支援を受けられる1つの場とすることも考えられるのではないか。
- ・学校にある遅刻・出欠に関する情報等の大量のデータを活用する際に、洗い出したデータから、何をすべきかの具体的なメニューが書いてあるスクリーニングシートのようなものがあると、先生も対応方針が分かる。全然分からないと民間団体等へ紹介もできない。スクリーニングを活用することでつながりができる、また、リスク情報がある程度蓄積していけば、エビデンスに基づいてアプローチできる。そういうシステムを作っていくべきではないか。
- ・見えない子供たちの情報はほとんどが民間の小さな団体が持っていて、そこを見ない限りは問題解決しない。そういう団体に対して学校は非常に警戒心を持っており、個人情報保護法の誤った解釈のもとに関係を持たない傾向が非常に強くある。こうした学校文化と個人情報保護の問題。その解決が非常に重要。
- ・制度の用意があっても貧困家庭への伝え方が難しい。まず、そういう情報をそもそも伝えづらいということ、そうした情報が身近にないこと、また家庭がそういうものをオープンにしないため伝えづらいという考え方もできる。さらに考える余裕が果たして子供を育てている親たちにあるのかということ、これらが相まって結果として子供たちが大きくなって、手が離れていったときに初めて家庭が厳しいことに気づく。中高生になってからの対応となってしまう現象にもつながっている。
- ・支援を届けることも必要だが、親自身が努力の仕方や働き方を考えられるサポート、どういう努力の形が親にとってベストなのかということを考えられるサポートが必要。また、本気で可能性にチャレンジする子供の姿も同時に明確にしていくことで、親の努力のモチベーションにもなり、オープンにしていきたい、オー

ブンにしなければならないという気持ちにつながる。

- ・見えない子供への、または若者への支援というものは非常に重要。
- ・困窮状態にあるふたり親、外国につながる子供たちへの支援を検討いただきたい。
- ・触法の境界にいる子供・若者たちほど声を上げられない一方で、このままではいけないと思っている。こうした子供たちは貧困のリスク、または貧困世帯出身である確率が高いことを考えると、大綱で見えない子供たちに手を差し伸べるような内容を記載すれば、成長期の子供の貧困対策につながるのでは。
- ・公益財団法人あすのばの給付金の利用者がどういう家庭かを分析したところ、ふたり親や一生懸命働いているワーキングプアのひとり親、体調が良くて働けないという最も困窮度が高い方もいて、困窮層も多様。この多様性をきちんと大綱に反映させていくことが重要。
- ・すぐにでも保護が必要な子供たちはすぐ保護しなければいけないが、実際には受入れの枠がなく社会に放置されている実態がある。新しい社会的養育ビジョン等も出し努力いただいているが、子供の貧困対策の観点からもすぐにでも着手すべき。子供たちの状況を見ていると、特に都市部の子供たちは非常にひどい状況で施設にやってくるため、早期に介入・保護をしないと、支援が結果的に追いつかず、18歳や20歳で外に出さなければならず、施策が後手後手になってしまっている。これが特に社会的養育の子供たちの貧困の連鎖を起こしているのではないか。
- ・子供たちの命がきちんと保障でき、不適切な養育を親から受けられないようなシステムをもっと大々的に展開しないといけないのではないか。虐待の問題の根底には、貧困の問題は、とても大きな課題ということであるので、この貧困対策についても、もっともっと取り組んでいかなければいけないのではないか。
- ・子供の貧困問題と虐待問題は密接に関わっているということも重要なことではないか。

(4) 「子供の貧困」に対する社会の理解の促進

- ・国が子供を育てるのだという視点をもう少し強く打ち出して、向こう何百年ぐらいのビジョンで取り組んでいくことも必要。
- ・ターゲットに届けるために、どのくらい届いたかは明らかにする前提として、当然スティグマにならないような工夫を行う発想を展開。
- ・「自己責任論」ではなく、子供の貧困問題自体を社会全体で受け止め、取り組むべき課題なのだということをより一層明確に位置づけていただくことで、心ないバッシングも減っていくのではないか。
- ・「貧困」という言葉は外部に発信する言葉としては難しい。
- ・経済的事情で購入できないものがあるということは恥ずかしいことではないという価値観や文化をどう作っていくのか検討する必要がある。
- ・子供の貧困対策を考えると、大変だから支援するというのもあるが、子供たちや若者たちはそれでも前向きに伸びようとしている。そういうことをもう一回

思い出していくことを大事にしたい。

- ・「こういう生活がしたい」「こういう夢を叶えたい」という未来を思い描いていることが子供たちの共通点。そうした視点を踏まえた言葉選びだと、より外に発信していく形としては適切。

3. 各論

(1) 教育の支援

- ・大綱の記載ぶりに整序を付け、何が最初に来るべきなのか明確にモデル発信できれば良い。
- ・現大綱の建付けは義務教育段階から始まるものだが、ライフステージの順番に教育の支援の内容を並び替えた方が良い。非認知能力や愛着形成の支援といった幼児期の支援から始めれば、ライフステージ別に支援の分野同士のつながりも整理しやすくなる。
- ・幼児教育の質の話は非常に大事。どのデータからも効果があるとされており、特に困窮世帯ほど効果がある。
- ・保育士が長く働き続けられるよう職場環境を改善するため、役職や職務に応じて求められる役割や資質、資格、研修受講等を盛り込んだ全国共通のキャリアパス制度や給与水準の引き上げなど処遇改善のほか、新任職員だけに苦情処理を任せない組織体制づくりなど、質の高い保育士が確保できる仕組みを構築すべき。
- ・放課後児童クラブを、家庭の経済状況等にかかわらず子供が利用できるよう、柔軟な運営を可能とするための要件の緩和や、利用者負担の軽減につながる財政支援措置を講じるなど、地域の実情に応じて安定的に運営できる体制を整備すべき。
- ・子供の成長に関して、小学校低学年までの支援が特に重要であり、きめ細かな支援体制の構築には、子供が歩いて通える小学校区単位での支援が必要となる。
- ・ただSSWを増やすのではなく、SSWが機能するための仕組みを作るよう促す規定をつくれぬか。
- ・学校プラットフォームは学校のみ、教育委員会のみで考えるのではなく、児童相談所や福祉事務所等福祉関係機関も入れた形で考える必要がある。
- ・SSWが機能する仕組みをつくるに当たっては、受け皿である地域も入れ込んだ形で議論すべき。
- ・SSWが機能する仕組みをつくるよう通知文等を活用できないか。
- ・学校プラットフォームに関する現大綱上の記載は、学力保障の次に福祉機関との連携が来る等ほとんどが学校の役割であるかのように感じられるものとなっており、現場から非常に負担に感じられている。適切な支援につながるよう情報共有をしてほしいという趣旨だったが、伝わらなかったため、学校が抱えている課題を一緒に解決していこうということが伝わるように、施策の記載の順序も含め、優先順位を整理しなおすことが大事。
- ・困窮世帯の子供の高校入学時の支援等について、国、都道府県、市町村の役割分

担が明確化できるとよい。

- ・制度上は、妊娠・出産しても学校をやめなくてもいいことになっているが、それが徹底されていなくて中退していくことがある中で、社会全体としても、妊娠・出産しても学校をやめなくてすむようどう支えていくかが重要。
- ・大学進学率の差を縮めることが、目に見えた貧困対策となる。A Iの時代に職を確保するためにも、大学教育は重要。
- ・様々に社会が変わっていく中で、大学や高校の中だけでは学べないこともたくさんある。そのような場合に、休学という選択肢をとると、金銭的負担が大きい。そうした部分を解消し、様々な学習の形を考えられると良い。
- ・家庭・子供・若者の生活基盤保障と、妊娠期からの支援、そして若者の進学や就労に対する支援とつないでいくことが大事。
- ・学校に関する家庭の負担が重過ぎて、困窮世帯を直撃している。生活保護や就学援助につながっていない低所得家庭が一番苦しい、ということになっているので、学校に関する経費の軽減も考える必要。
- ・公教育の経済的負担の軽減。ランドセル問題から始まって、非常にお金がかかる今の子育てをどう支援していくのか。
- ・学習支援事業が増え多様なところが担うようになってきているが、自治体が委託する際に大事なことは、どういう視点で事業者を選ぶのかということ。事業卒業後の生徒とのつながりをどう維持していくかについて、バックアップしてもらえれば、各地域で子供や保護者を支える担い手ができていくのではないか。
- ・子供に多様な機会を与えるという観点では、体験機会をどう担保していくか。感受性が育つ子供時代に、芸術やスポーツ等、の体験機会を子供たちに提供していく仕組みがあると良い。
- ・例えば音楽、スポーツ、アート、その他の分野が民間の助成事業の中でもほとんど見られない。エンパワーメントをする積極的な方策もこれからは考えていく必要があるのではないか。
- ・すべての子供たちをどのような視点で育成し、人格形成を築くのか示唆を示すべき。これは学校教育に限らず、社会教育を含む生涯学習の視点であり、教育の支援に含む必要がある。
- ・ある程度子供の意識改革も必要。成長とともに目的は変わりうるが、小さい頃から目的意識を持った方が良い。
- ・世帯や親の状況によっては、子供が将来、自分はこうありたいみたいなモデルとなるような大人と接する機会が不足している部分がある。例えば、信頼できる大人との出会いの場の形成、適切な愛着形成ができるような場の形成は非常に重要。

(2) 生活の安定に資するための支援

- ・社会的養護の子供たちが負の世代間連鎖に巻き込まれないよう、どのように自立した生活を送っているのか、自立を阻んでいる状況があるとすればそれは何なの

か、調査を行う必要があるのではないか。

- ・児童養護施設退所者やひとり親はまず住居の問題があるが、一方で空き家問題もある。うまくマッチングして生活支援として具体的に提示されるような方向性も必要。
- ・妊娠の初期の段階から、最初の健診料が無料であることが分かるということ、その後、住まいも、食べることにする支援も、健診も継続して受けられるという状況を目指すべきではないか。費用対効果を考えても、まずは初期のところに手厚く対応し、それを広報して、多くの女性に安心して支援を受けよう伝えることは重要な施策になる。
- ・妊産婦支援は病院の良心や思いだけでは限界があり、持続可能な仕組みにはならない。妊娠に対する相談支援を大綱の生活の支援に取り入れ、方向性を打ち出してもらえたら、進むだろう。体系的な措置が必要。
- ・未婚妊婦について、少なくとも自分で育てたいという強い意志がある人が育てられる仕組みの1つとして母子生活支援施設が位置づけられるべき。
- ・データを使って教育委員会と連携すれば、例えば妊娠の可能性のある10代のリスクの高い子供が自治体で把握でき、早期に医療機関に紹介することもできるため、データをベースに仕組みを作ることも重要ではないか。
- ・予防的視点で、施設入所の子供の最も厳しい実態、希望しない10代での出産等にならないように、親への就労・経済面の支援、学校教育における性に関する教育に取り組むとともに、どこの産婦人科でも10代は無料で病院における妊娠検査や相談をできるようにする。
- ・個人的には乳幼児期の指標など、対策はもっと充実されるべき。
- ・保護者あるいは子供に対するロールモデルの提供や寄り添い期間を長くすることを要する。特に最も困難な状況にある家庭では衣食住の基礎的ニーズが満たされていないことがあるため、それらを支える支援の在り方について大綱に盛り込んだ方がよい。
- ・現行大綱では教育支援が先になっているが、やはり衣食住の不安をなくして初めて勉強に集中できる。現在の生活の基盤を支えつつ教育の支援を、という方向性ではないか。
- ・子育て家庭の負担をもう少し減らす施策を入れないとどうしても対症療法ばかりになる。
- ・子供たちが将来に対する思いや夢を構築することが大事。そのために何が必要か明確になると必要な生活環境に気付く。具体的な目標を持つことができる環境づくりをしっかりと目指していければよい。
- ・子供にとっては親の失業や離婚はすごくストレスで、そういうことがあると不登校になるケースも多い。辛い時期に何らかのサポートが入ることが必要。生活困窮者自立支援法の趣旨としても予防的観点を重視する中で、地域において早目にキャッチできる仕組みがあるとよい。例えば、ひとり親の相談に来たところで全

部聞いて様々なメニューにつなげていく等多くのやり方が考えられる。

- ・生活保護受給家庭の子供は家庭にも学校にも安心できる場所がないということを感じて、こういう子供たちが安心して過ごせる居場所をどう安定的に作っていくかということが非常に重要。
- ・居場所プラスワン(希望職業として医者が候補にあがるように居場所で医者のお話を聞くこととセットにする、絵本作りなどとセットにする等)の取組、将来の夢や希望が広がる取組をセットで行えるような具体的な例示をすると良いのではないか。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援

- ・行政と地元の企業と、そして、支援を必要としている人とが、きちんと連携する中で、少しでも生計が成り立つ仕事を開発しなければいけないし、そこにうまくつなげていくようなマッチングの機能も必要。
- ・ひとり親、ふたり親を限定せずに支援制度を利用可能にすべき。ひとり親世帯が非常に厳しいというのは分かっていることだが、地方自治体の実態調査でも貧困世帯の構成を見ると、ふたり親世帯の比率が高い。低収入で生活が困難な状態にあって、子供がいるふたり親世帯に対して支援を広げていくのが就労支援でも大切なこと。
- ・地方では、両親が働いても貧困というケースもある。現在のひとり親支援の枠組みを困窮状態にあるふたり親支援にもつなげていただきたい。
- ・ふたり親の支援は非常に重要。ふたり親の非正規雇用労働者が、非常に苦しんでいて、本人の事情ではなく社会的な経済事情の中で正職員になれず非常に苦勞しているいわゆる就職氷河期世代の方々をどうしていくかということは国としても考えていかなければいけない。例えば、低所得世帯の専業主婦は何らかの就労支援メニューが受けられるということになれば、家庭を維持しながら就労を目指せるので、非常に効率が良いのではないか。
- ・母子家庭の採用に関し企業にインセンティブを与える母子家庭等優先雇用、母子家庭等の技能訓練の無償化、フレックスタイム制、子の看護休暇の充実、年次有給休暇の取得促進、パート従業員の定期健康診断を事業主が負担することの普及啓発等、多様な働き方が可能となる職場環境の整備などの工夫が必要であり、雇用・労働担当課との連携が必須。
- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業は、是非拡充してほしい。
- ・就労支援を受けるということは、ただでさえ忙しいひとり親に、更に就労訓練というタスクを加えることになるため、その部分に対する配慮が必要ではないか。
- ・母子家庭においては、家で子供を育てながら働かなければいけないので、在宅で就業できる仕組みをしっかりとつくっていくべきではないか。
- ・海外の事例のように親にとっても身近で行きやすい学校という場で就労支援を行ったり、子供の身近なところで親が訓練を受けたりするなど親の気持ち子供

から離れない工夫も必要ではないか。

- ・なかなかお金を払って習いに行けない専業主婦の方の就労支援メニューとしては、エクセルやワードといったパソコンのトレーニング等手軽にできるメニューでも非常に効果があるかもしれないと現場で感じる。
- ・保護者の状態の安定が重要。女性は家庭事情に影響されやすい。女性の保護の問題とエンパワメントを強化する必要。
- ・生活困窮者については、すぐに就労できるわけではないので、中間就労からのステップアップという形等、きめ細かな、一人一人に応じた支援・プログラミングをしていく必要があるが、これは地域のNPO等が担っているが、労働局と一緒にになって支援できるという環境がなかなか整っていないというのは現実。様々な就労に結びつく支援があるが、できるだけきめ細かに展開できるようにすることがやはり保護者、親の就労支援ということでは必要。
- ・精神障害まではいかないが、就職する場、就労の場での適応障害等の親が非常に増えているのが現実としてあり、そういう意味では保護者の中でそういう疾病を抱えている方に対してどういう支援をしていくのかというのが大きな要素。
- ・単発の支援メニューだと非常に苦しいが、様々な支援メニューを組み合わせることで家庭の生活状況が良くなると思う。様々なメニューを組み合わせた支援をうまく各自治体において行えれば良い。
- ・労働に関しては、子供の貧困は基礎自治体がベースでやることになっているが、基礎自治体は、労働に関しては非常に弱い。その基礎自治体が、母親が安定した仕事に就けるような施策をできるかどうか、これから考えていかなければならない。
- ・生活困窮者自立支援も生活保護制度も、政令市も含めた市域と町村域でどちらの行政が関わるかは、いわゆる福祉事務所を持っているのが市域のため、市域は市で、それ以外は都道府県が支援をしていく状態が基本的な形かと思っている。ただ、都市部ではきめ細かな支援は多くあり、農村部においても、割と就労の場は一次産業という入りやすい部分があるが、その間の、中核市とまではいかない、俗にいう田舎と旧都市部の間にあたる地域はなかなか難しい。
- ・生活保護世帯や生活困窮世帯に対する支援の件でいえば、いわゆる生活保護の部局である福祉事務所とハローワークや労働局は連携が取れていて、就労に結びつく機会がある。しかし、市町村によっては、例えば、就労支援やひとり親家庭の支援を相談に行ったとしても、一元的に対応できず時間のロスが生じ、結果的に相談に至らない、あるいは支援につながらない部分もあるのではないかと。
- ・自治体の実態調査で分かっているのは衣食住のベーシックニーズが満たされていない子供たちがいるということ。また、特に就労の問題と関連すると、低賃金・長時間労働が日本の労働者を取り巻く状況の中、特にひとり親の方が無理して働いて身体を壊し大変な状況になるケースが多いと感じる。就労支援の場合にも日本全体の働き方改革と連動して、元気に働き続けられる環境にステップアップす

るような大綱の記載が必要。

- ・親の仕事に対する疲れは子供からよく見えるものもあり、親が孤立感を感じていると、子供が教育を受けて自分の進路を選択する上で大きな制約になる。そういった親こそ今の社会の教育について考えるべきで、これから子供たちに求められる力等々を親が自覚して、それを支えていくという意識を持てば関わり方も変わる。また、親は子供の一番近くにいる大人であることを認識し、働き方についてはこれからも考えるべき。
- ・親自身の働き方について、ともに考えられる団体等との連携が必要。また、コミュニティを作って、親が孤立感をいかになくしていくかが大切。

(4) 経済的支援

- ・子供や世帯全体を見た経済的支援が必要だと思うが、対象者が明確にできるか否かが課題。生活保護世帯やひとり親については明確に把握できるが、生活保護を受給していない生活困窮世帯は一部明確にならず、把握が非常に難しい。市町村を含めて、ケースワーカー、コーディネーター、あるいはフィナンシャルプランナーという人材が充実していかないと、様々な手立てがあっても、なかなか支援につながっていかない。
- ・給付つき税額控除のように、どう把握して、どう支援をしていくかという観点から、今の貧困家庭を支えていくかが重要。
- ・国民生活基礎調査を用いた分析では乳幼児期の子供の貧困率が再分配後に悪化。最も小さくて、最も弱い時期の育ちを支えるためには、この再分配の改善が不可欠。
- ・乳幼児期も含めて、子供・若者世代への再分配の拡充を。
- ・子供が生まれてから成人するまで経済的支援を充実するのが望ましいかもしれないが、どこかにウェイトを置くなら、生まれてから1年に投資をすべきではないか。
- ・児童扶養手当の拡充は進んでいるが、税の再分配の偏りをどうしていくか今後も議論。
- ・ふたり親世帯も支援が必要である視点が要るのではないか。それを、再分配の中で社会保障をどう充実するかということを経済的支援という意味ではしっかり考えなければならない。
- ・生活保護に頼らない社会保障制度をどう充実するのかというのも非常に重要。
- ・医療費の問題は子供を持つ世帯にとって大きいので、生活保護の医療扶助を現物給付できるようにする、子供の医療費を500円均一にする等を検討できないか。
- ・車を持っていると生活保護を申請できないという認識が広まっていることについて考える必要があるのではないか。
- ・生活保護受給者が低所得という感覚も違う。家賃が都会だと最低限でも10万円前後で、地方だと1万円から2万円で済む、内容的に貧困なのは都会の人のほうが

多い。また、生活保護者レベル以上の収入であるため生活保護を受けられないことから、働いている母子家庭のほうが貧困。それ以外にふたり親であっても、若いうちに結婚するとやはり貧困。ひとり親家庭としてではなく、低所得の人には公平に教育を受ける権利を与えてほしい。

- ・貧困というものは、金銭的な問題だけではなく、精神的な貧困もある。お金があっても放り出しっぱなしでは貧困な子供が育つということもこれから考えていかなければいけない問題。
- ・親がこうやって一生懸命働いて私たちを支えてくれているのだという思いがあれば、しっかり働くような子供が育つ。働いて、税金を納めて、しっかりやりなさいという教育が今、根本からなされていない。生活保護でも何でも、もらわなければ損だと考える人と、もらわないで一生懸命やっていこうと考える人と、2通りに分かれている。
- ・児童扶養手当、就学援助、児童手当などの金額が妥当なものであるのか、また給食無償化など実施的に子育て家庭の負担を減らす施策の実現に向けて、現金給付や直接給付についての有効性などを、まずはしっかりと調査し検討すべき。
- ・学童保育の費用軽減は必須。
- ・給食費を無償化すれば、家庭の給食費分の収入も増え、直接的に困っている方々を支援できる。直接給付をどうしていくかについて議論できると良い。
- ・実は食にも困っているという家庭が多くある中では、児童手当の増額のようなことは非常に重要である。現在、児童手当は中学校卒業時に終わってしまうが、高校卒業時まで延ばしていく必要があるのではないか。
- ・お米を集めて配るのはすごくコストがかかるが、例えば、児童扶養手当の受給証と一緒にお米券を入れる等、政府全体として様々なリソースの中でできることがあるのではないか。

(5) 調査研究

- ・OECDで用いられているように、ギャップスコアの検討だけでもすべき。特に困窮層ほど授業が分からず、学校がおもしろくないし、進路でも劣位に立たされていく。このような状況を放置しないためにも、学力格差や貧困の子供たちがきちんと学力を上げられているかという面にも注目すべき。
- ・実態調査については、調査項目を全国共通にすべき。困窮度を測ること、困窮度ごとに差があることを明確化した上で、差がある部分に対応する施策を実施する。
- ・プロセスを明確にし、結果どうなったのかで取組に対する効果をみる等プロセス評価も視野に入れるべき。
- ・3年後、5年後、10年後、社会的養護をくぐった子供たちがどうしているのかということをやはり国を挙げて調査をすべきなのではないか。
- ・長期縦断調査、または政府統計や公的調査などを活用しながら、国と地方のデータをつなげていくと相当に有効な分析ができる段階に来ている。

(6) 施策の実施状況の検証・評価その他の推進体制

- ・支援をしていく中で企業にもっと入っていただき、国全体で子供を応援するという雰囲気を作っていただきたい。
- ・学校だけでなく、行政、地域、NPO、企業が入るようなコンソーシアムを組んで進めていくようなことができると良い。
- ・検証体制の構築は重要な、成長期を支える政策になっていく。
- ・子供の状況を長期的・多元的に把握できる検証体制を構築する。

(7) その他

- ・次期大綱において、何か象徴的な施策を1つ作っていく必要があるのではないか。
- ・当事者自身にとって分かりやすいバージョンの大綱をつくるなど、若者や子供、当事者の声をもっと拾ってほしい。
- ・大綱の目次の順番を見直すくらいに、強弱のつけ方を検討する必要。

○子供の貧困に関する指標

6月25日 議論

○法改正を踏まえた対応

6月25日 議論